

採用活動等における求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止の取組

栃木県は、採用活動等(※1)における、求職者等(※2)に対するセクシュアルハラスメント(性的な言動(※3))防止のため、次のとおり採用活動等における基本ルールを設け、その防止に取り組んでいます。

〔採用活動等における基本ルール〕

- ・ 性的な言動は行わない。
- ・ 職員2名以上での対応、または、第三者の目がある環境で実施する。
- ・ 勤務時間内に実施する。
- ・ 求職者等には、所属のメールアドレスまたは電話番号で連絡する。

【用語の説明】

※1 採用活動等

栃木県が主催するインターンシップ、オープンゼミ、現場見学会、採用試験など

※2 求職者等

上記採用活動等の参加者や受験者など

※3 性的な言動

- ・ 性的な事実関係を尋ねること
- ・ 性的な冗談やからかい
- ・ 食事やデートへの執拗な誘い
- ・ 性的な関係を強要すること
- ・ 必要なく身体へ接触すること
- ・ 強制わいせつ行為 など

〔相談先〕

採用活動等においてセクシュアルハラスメントをはじめとしたハラスメントを受けた場合は以下の連絡先に相談してください。

【相談時間】 電話：8:30～17:00 メール：随時

【相談先】 経営管理部人事課 人事担当 028-623-2038

jinjika-saiyou@pref.tochigi.lg.jp

※ 相談については、相談内容を適切に取り扱うとともに、相談したことや事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取扱いはしません。

※ 各任命権者（人事委員会、教育委員会等）が実施する採用活動等に関する相談については、各任命権者にお問い合わせください。